

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	市民活動交流支援センターにおける会議スペースの使用許可		
根拠例規及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 32 号)第 8 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 くらし人権課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例第 7 条	
	基 準	<p>条例第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を制限することができる。</p> <p>(1) 営利を目的とする利用と認められるとき。</p> <p>(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする利用と認められるとき。</p> <p>(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする利用と認められるとき。</p> <p>(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) センターの施設又は器具等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) センターの設置の目的に反する利用と認められるとき。</p>	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～7 日程度 (注：休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名)</p> <p>協議機関 日 (機関名)</p> <p>処分機関 1～7 日</p>	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 1 日	最終変更年月日
備 考			